

「2023 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画」の一部改正について

令和 5 年 10 月 31 日
内閣総理大臣決定
一 部 改 正

2023 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画（令和 5 年 2 月 27 日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。</p> <p><u>また、法附則第 9 条¹の規定に基づく見直しの検討²が行われた結果、法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 6 月に成立したところであり、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）の改正に即して本基本計画を改正するとともに、2023 年度事業計画等について必要な変更を行うこととする。</u></p>	<p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。</p> <p><u>なお、法附則第 9 条¹の規定に基づく見直しの検討²が進められているところであり、今後、法の改正が行われた場合には、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）<u>、これに基づく本基本計画、2023 年度事業計画等について必要な変更を行うこととする。</u></u></p>

記

指定活用団体においては、法第 16 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念、基本方針にのっとり、これまでの事業計画に基づき採択した事業の着実な実行を進めるとともに、本基本計画に即して速やかに 2023 年度事業計画及び 2023 年度収支予算の変更案を策定し、内閣総理大臣に認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第 26 条第 4 項の規定に基づき、事業報告を適切に行うものとする。

1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）

2023 年度は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「本制度」という。）に基づく休眠預金等交付金の交付を開始して 5 か年目となる。基本方針において、助成限度額に係る中期目標として、「令和 5 年度から令和 9 年度における 5 年間の助成総額については、資金需要の動向や、本制度を担う団体の体制等を踏まえる観点から、これまでの活用額の趨勢を念頭に約 300 億円を目安」とすることとされた³。また、過去数年の申請額は大幅な増加が続いているなど、足元の資金需要は高まっている。これらを踏まえ、2023 年度採択事業（以下「2023 年度通常枠」という。）の助成総額の目安を 40 億円から 50 億円に増額することとする。

また、基本方針において、「本制度の対象となる活動分野において緊急的な支援ニーズが生じた場合には、本制度の枠組みの下で適切に対応できるよう、上述の助成総額とは別の助成枠を確保することにより、機動的に対応する」こととされた⁴。新型

記

指定活用団体においては、法第 16 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念、基本方針にのっとり、2020 年度事業計画、2021 年度事業計画及び 2022 年度事業計画に基づき採択した事業の着実な実行を進めるとともに、本基本計画に即して速やかに 2023 年度事業計画及び 2023 年度収支予算案を策定し、内閣総理大臣に認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第 26 条第 4 項の規定に基づき、事業報告を適切に行うものとする。

1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）

2023 年度は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「制度」という。）に基づく休眠預金等交付金の交付を開始して 5 か年目となる。基本方針において、「指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当である」としていることに沿って、これまで各年度の採択事業の助成総額については、段階的拡大を行いつつ、立法当時の議論を踏まえ、上限を 40 億円とする運用を行ってきた。このため、2023 年度採択事業（以下「2023 年度通常枠」という。）の助成総額の目安は、2022 年度採択事業（以下「2022 年度通常枠」という。）の助成限度額と同額の 40 億円とする。

また、新型コロナウイルスの感染拡大及びウクライナ情勢に

新型コロナウイルスの感染拡大及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による経済社会への影響から、本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズは引き続き大きいことが想定される。さらに、少子化の急速な進行は、わが国の経済社会に大きな影響を及ぼすものであり、子育てに課題を抱える家庭への支援など本制度が対象とする活動分野において支援のニーズは大きいことが想定される。このため、2023年度通常枠とは別途設けた「新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対応支援のための枠」を「原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナウイルス対応支援のための枠」（以下「原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠」という。）に改組し、その助成総額の目安を35億円程度から40億円程度に増額することとする。

2023年度休眠預金等交付金の額は、2023年度及び過年度採択事業への助成額のうち2023年度に必要となる額を含む2023年度の民間公益活動促進業務に必要な経費⁵とする。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第19条第2項第1号）

基本方針「第1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決及び社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るために必要な制度運用の基盤を整えるとともに、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出し、ソーシャルセクターの発展を支援することとする。また、新型コロナウイルスの感染拡大、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰及び少子化の急速な進行により、本制度が対象とする活動分野⁶においても子供の貧困、女性の経済的自立、孤独・孤立等の課題への支援のニーズが引き続き大きいことが想定される中、本制度の枠組みの下で、最大限、迅速かつ効果的に対応

に伴う原油価格・物価高騰による経済社会への影響から、本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズは引き続き大きいことが想定される中、2023年度通常枠とは別途、新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対応支援のための枠（以下「新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠」という。）を設け、その助成総額の目安を35億円程度³とする。なお、同枠の運用に当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る政府の対応方針の動向を踏まえ、適切な対応を行うものとする。

2023年度休眠預金等交付金の額は、2023年度及び過年度採択事業への助成額のうち2023年度に必要となる額を含む2023年度の民間公益活動促進業務に必要な経費⁴⁻⁵とする。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第19条第2項第1号）

基本方針「第1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決及び社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るために必要な制度運用の基盤を整えるとともに、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出し、ソーシャルセクターの発展を支援することとする。また、新型コロナウイルスの感染拡大及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰により、本制度が対象とする活動分野⁶においても子供の貧困、女性の経済的自立、孤独・孤立等の課題への支援のニーズが引き続き大きいことが想定される中、本制度の枠組みの下で、最大限、迅速かつ効果的に対応する。

する。

3. 民間公益活動促進業務について（法第19条第2項第2号）

基本方針「第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項」に掲げる各事項について、指定活用団体は、2023年度においては、引き続き基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(1) 基本的業務⁷」が適確に実施されるよう、事業計画等の策定及びその実施に取り組むこととする。その際、民間公益活動の自立した担い手の育成を担う資金分配団体及び活動支援団体の役割に特に配慮するとともに、「業務改善プロジェクトチーム⁸」の活用等を通じて、更なる業務の改善を進めることとする。また、基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(2) 業務の充実に向けて期待される業務⁹」についても、可能なものから取り組むこととする。

なお、指定活用団体は、2023年度事業計画に基づく助成等関係業務を早期に開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。資金分配団体の公募について、2023年度通常枠は複数回の公募を行う。活動支援団体の公募についても、改正法の施行後速やかに開始できるよう、指定活用団体において必要な準備を進める。原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠は、公募や審査期間を短縮すること、随時公募を行うなど、緊急性や迅速性を十分勘案して進める。

また、本制度の意義、内容、採択された事業内容やその進捗状況及びシンボルマーク等について、十分な周知・広報を行う。地方公共団体や金融機関など関係団体への周知を更に進める。指定活用団体は、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体など支援の担い手との対話を進めるとともに、先進事

3. 民間公益活動促進業務について（法第19条第2項第2号）

基本方針「第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項」に掲げる各事項について、指定活用団体は、2023年度においては、引き続き基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(1) 基本的業務⁷」が適確に実施されるよう、事業計画等の策定及びその実施に取り組むこととする。その際、民間公益活動の自立した担い手の育成を担う資金分配団体の役割に特に配慮するとともに、「業務改善プロジェクトチーム⁸」の活用等を通じて、更なる業務の改善を進めることとする。また、基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(2) 業務の充実に向けて期待される業務⁹」についても、可能なものから取り組むこととする。

なお、指定活用団体は、2023年度事業計画に基づく助成等関係業務を早期に開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。資金分配団体の公募について、2023年度通常枠は複数回の公募を行う。新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠は、公募や審査期間を短縮すること、随時公募を行うなど、緊急性や迅速性を十分勘案して進める。

また、本制度の意義、内容、採択された事業内容やその進捗状況及びシンボルマーク等について、十分な周知・広報を行う。地方公共団体や金融機関など関係団体への周知を更に進める。指定活用団体は、資金分配団体や民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）及びそれらになり得る団体など支援の担い手との対話を進めるとともに、先進事例の周知や普及を図る。

2023年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、資金分配団体への助成のみとする。

例の周知や普及を図る。

2023 年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、改正法が施行されるまでの間は、資金分配団体への助成のみとする。

4. 資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体の選定に係る基準及び手続について（法第 19 条第 2 項第 3 号）

指定活用団体は、基本方針「第 3 1. (1) ①資金分配団体及び活動支援団体の選定等」に示す各事項に沿って、資金分配団体及び活動支援団体の選定に係る基準及び手続を具体的に定めることとする。その際、過年度の選定に係る手続等を踏まえ、適切に改善を図ることとする。また、公募に応じやすい環境整備を進めるとともに、申請団体に対する助言等が適切になされるよう配慮する。資金分配団体による実行団体の選定及び活動支援団体による支援対象団体の選定に係る基準及び手続に関し、基本方針「第 7 2. 資金分配団体による実行団体の選定及び監督」及び「第 7 3. 活動支援団体による支援対象団体の選定及び監督」に示す各事項に沿って、具体的な考え方を明らかにすることとする。

特に、基本方針「第 3 1 (1) ① b) 資金分配団体の選定」に掲げるように、「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み」の実施状況について、2019 年度に採択された事業の事後評価の結果等も踏まえ、引き続きフォローアップを進める。

なお、原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠については、基準及び手続等について、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第 19 条第 2 項

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について（法第 19 条第 2 項第 3 号）

指定活用団体は、基本方針「第 3 1. (1) ①資金分配団体の選定等」に示す各事項に沿って、資金分配団体の選定に係る基準及び手続を具体的に定めることとする。その際、過年度の選定に係る手続等を踏まえ、適切に改善を図ることとする。また、公募に応じやすい環境整備を進めるとともに、申請団体に対する助言等が適切になされるよう配慮する。資金分配団体による実行団体の選定に係る基準及び手続に関し、基本方針「第 7 2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項」に示す各事項に沿って、具体的な考え方を明らかにすることとする。

特に、基本方針「第 3 1 (1) ① b) 資金分配団体の選定」に掲げるように、「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み」の実施状況について、引き続きフォローアップを進める。

なお、新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠については、基準及び手続等について、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第 19 条第 2 項

第4号)

指定活用団体は、基本方針「第6 休眠預金等に係る資金の活用成果に係る評価の実施に関する事項」に即し定める評価指針¹⁰を改正し、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。

原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠についても成果評価を求めることとする。その際、中間評価は実施しないなど、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

また、指定活用団体は、過年度の資金分配団体及び実行団体の成果評価の動向を踏まえつつ、引き続き、総合的な評価を取りまとめ、公表する。

6. その他

(1) 指定活用団体においては、「休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について」(平成31年1月11日内閣府)において指定の条件として付された事項¹¹に関して、引き続き適確に対応するものとする。

(2) 指定活用団体は、原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援も含め資金分配団体及び実行団体が増加する中であって、その組織運営に関し、事務局の肥大化の抑制に努めると同時に、より効果的な業務運営を目指し、資金分配団体に対する監督の強化並びに調査及び研究機能の充実に必要な人員の拡充に向けて取り組み、所要の経費等を2023年度収支予算に計上することとする。

(脚注)

[^{1・2}略]

[削る。]

第4号)

指定活用団体は、基本方針「第6 休眠預金等に係る資金の活用成果に係る評価の実施に関する事項」に即し定めた評価指針¹⁰に基づき、資金分配団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。

新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠についても成果評価を求めることとする。その際、中間評価は実施しないなど、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

また、指定活用団体は、過年度の資金分配団体及び実行団体の成果評価の動向を踏まえつつ、引き続き、総合的な評価を取りまとめ、公表する。

6. その他

(1) 指定活用団体においては、「休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について」(平成31年1月11日内閣府)において指定の条件として付された事項¹¹に関して、引き続き適確に対応するものとする。

(2) 指定活用団体は、新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援も含め資金分配団体及び実行団体が増加する中であって、その組織運営に関し、事務局の肥大化の抑制に努めると同時に、より効果的な業務運営を目指し、資金分配団体に対する監督の強化並びに調査及び研究機能の充実に必要な人員の拡充に向けて取り組み、所要の経費等を2023年度収支予算に計上することとする。

(脚注)

[^{1・2}同左]

³2022年度通常枠の助成限度額は40億円、新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠の助成総額は40億円に2021年度新

³本中期目標については、令和8年度を目途に、必要に応じて見直しを行うこととされている。

⁴当該助成枠については、「緊急枠」と称する。

⁵法第21条第1項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令（平成30年内閣府令第32号）第1条の規定に基づく経費。緊急枠に関する民間公益活動促進業務に必要な経費を含む。

[削る。]

⁶①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動。

⁷「(1) 基本的業務」は、①資金分配団体及び活動支援団体の選定等、②資金分配団体及び活動支援団体に対する助成等、③資金分配団体及び活動支援団体に対する監督等、④休眠預金等交付金の受入れ、⑤民間公益活動の促進に関する調査及び研究、⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動、⑦適切な評価の実施。

[^{8~10}略]

¹¹①中立・公正な組織運営と利益相反を招かない業務運営の実効性を担保する仕組みの構築、②本制度の理解・支持が広くソ-

型コロナ対応支援枠の執行残の額（約16億円）を加えた額を目途とする（一般財団法人日本民間公益活動連携機構「2022年度事業計画書」（2022年5月2日内閣総理大臣認可））。

[加える。]

[加える。]

⁴法第21条第1項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令（平成30年内閣府令第32号）第1条の規定に基づく経費。

⁵2023年度の新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援に必要な助成額を含む2023年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠及び2022年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠に関する民間公益活動促進業務に必要な経費を含む。

⁶①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

⁷「(1) 基本的業務」は、①資金分配団体の選定等、②資金分配団体に対する助成等、③資金分配団体に対する監督等、④休眠預金等交付金の受入れ、⑤民間公益活動の促進に関する調査及び研究、⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動、⑦適切な評価の実施。

[^{8~10}同左]

¹¹「立法時の趣旨や広く国民一般から見ても、中立・公正な組織運営と利益相反を招かない業務運営の実効性をしっかり担保

<p><u>ソーシャルセクターや国民一般に共有される仕組みの構築、③他の指定申請団体を含む多くの団体・関係者との協力・連携の仕組みの構築。</u></p>	<p>する仕組みを構築すること」「5年後の制度見直しを念頭に置き、制度の理解・支持が広くソーシャルセクターや国民一般に共有される仕組みを構築すること」「今回の他の指定申請団体を含め、多くの団体・関係者との協力・連携の仕組みを構築すること」</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則
この決定は、令和5年10月31日から施行する。